

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

市名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修）成行地区	三豊市建設経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）比地中地区	”